

令和元年度 第5回門真市総合計画審議会（第一部会） 議事録

- 日 時 令和元年6月11日（火） 午後1時00分～午後2時47分
- 場 所 門真市役所別館 3階 第3会議室
- 出席者
- | | | | |
|------------|------------|----|--------------------------------------|
| はしづめ
橋爪 | しんや
紳也 | 委員 | (大阪府立大学研究推進機構特別教授) |
| あらさき
新崎 | くにひろ
国広 | 委員 | (大阪教育大学教育学部協働学科教授) |
| かわかみ
川上 | ひろふみ
博文 | 委員 | (門真公共職業安定所所長) |
| たなか
田中 | ゆたか
豊 | 委員 | (パナソニック株式会社イノベーション
人事総務センター総務部部長) |
| てらにし
寺西 | つよし
強 | 委員 | (一般社団法人門真市医師会名誉会長) |
| しろもと
城本 | かずよ
和代 | 委員 | (公募市民) |
| のむら
野村 | きょうき
強起 | 委員 | (公募市民) |
| くまもと
熊本 | まさお
正雄 | 委員 | (守口市門真市消防組合消防本部消防長) |
| まつもと
松本 | かずみ
一美 | 委員 | (大阪府守口保健所所長) |
- 事務局
- | | |
|-------------|-------|
| 企画財政部長 | 宮口 康弘 |
| 企画財政部管理監 | 河合 敏和 |
| 企画財政部次長 | 良 義浩 |
| 企画財政部企画課長 | 高田 隆慶 |
| 企画財政部企画課長補佐 | 船木 慎二 |
| 企画財政部企画課主任 | 江田 寛 |
| 企画財政部企画課主任 | 川部 恭平 |
| 企画財政部企画課係員 | 清原 崇之 |
| 企画財政部企画課係員 | 吉村 英晃 |

事務局： それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回門真市総合計画審議会（第一部会）を開催させていただきます。

本日はご多忙にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。
司会を務めさせていただきます企画財政部企画課長の高田です。よろしく

お願いいたします。

本日は、前回の第4回審議会で決定されましたとおり、門真市総合計画審議会規則第6条に規定している部会として開催しております。第一部会の委員10名中9名がご出席されているということで、門真市総合計画審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日、富山委員はご都合がつかず、ご欠席となっております。

なお、後日議事録を作成させていただくために、会議を録音させていただきます。ご発言に際しては、お手元のマイクのボタンを押していただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

1点目 会議次第

2点目 資料1 第4回門真市総合計画審議会での主な意見と対応について

3点目 資料2 門真市第6次総合計画 基本構想（素案）

4点目 資料3 令和元年度門真市総合計画審議会委員名簿

5点目 参考資料1 門真市第6次総合計画 基本計画（骨子案）

（第4回総合計画審議会資料）

6点目 参考資料2 第5回総合計画審議会分野別専門部会開催案

7点目 参考資料3 門真市総合計画審議会規則

8点目 参考資料4 審議会のスケジュールと検討テーマ（予定）

9点目 門真市第5次総合計画（改定版）

となっております。

資料につきましては、後ほど順次、議事進行の中で使わせていただきますので、よろしく申し上げます。もし不足の資料がございましたら、お申し出ください。大丈夫でしょうか。

そろっているようですので、進めさせていただきます。

本日の案件につきましては、お手元の次第に記載しておりますように、「門真市第6次総合計画 基本計画（素案）について」の1件でございます。

それでは、以後の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

1 議事

案件（1） 門真市第6次総合計画 基本構想（素案）について

会 長： それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

まず、次第の案件の1つ目、「門真市第6次総合計画 基本構想（素案）について」を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 企画財政部企画課主任の川部でございます。

それでは、案件1、「門真市第6次総合計画 基本計画（素案）について」ご説明いたします。

前回、平成31年4月に開催いたしました第4回総合計画審議会では、基本構想（案）及び基本計画（骨子案）について審議いただきました。そちらでの主な意見と対応についてまとめたものが資料1でございます。

基本構想（案）については、次回の審議会で審議いただくこととしておりますので、こちらでは基本計画（骨子案）へのご意見の対応のみ記載させていただいておりますので、ご了承願います。

それでは、基本計画（骨子案）についての主な意見と対応につきまして、資料1に基づき、5点ご説明させていただきます。

資料1「第4回門真市総合計画審議会での主な意見と対応」をご覧ください。参考資料1「基本計画（骨子案）（第4回審議会資料）」もあわせてご参照いただきますようお願いいたします。

まず、1点目でございます。

参考資料1の8ページ、9ページにありました施策の体系について、第5次総合計画との違いをわかるように記載してはどうかとのご意見を踏まえま

して、参考資料1の4ページの「計画のコンセプト」の「わかる計画」の部分に、「第6次総合計画では、12の分野ごとの取り組みを基本施策として示し、市政運営の進め方がわかりやすい計画をめざします」と追記する対応としております。

2点目でございます。

参考資料1の6ページの「2.『スマートBiz★かどま』の推進」につきまして、基本計画の中での位置づけがわかりにくいとのご意見を踏まえまして、「2.『スマートBiz★かどま』の推進」を「基本計画の運営方針」に改め、「行財政改善の基本理念」との表題を「『スマートBiz★かどま』の推進」に修正する対応としております。

3点目でございます。

「支え」との表現があるが「支え合う」のほうが適切ではないかとのご意見を踏まえまして、参考資料1の8ページ、9ページの施策の体系の子育て分野の基本施策「みんなで支える子育て環境づくり」を「みんなで支え合う子育て環境づくり」に修正する対応としております。

4点目でございます。

同じく参考資料1の8ページ、9ページの施策の体系について、地域共生社会への対応を検討するべきではないか。教育、福祉、子育てについては、包括的にとの方向性があるが、縦割りではなく、横断的に見えるよう工夫できないかとのご意見を踏まえまして、「将来像」と「基本目標」の間に「まちづくりの方向性」を記載する対応としております。

5点目でございます。

同じく参考資料1の8ページ、9ページの施策の体系につきまして、分野によっては細かいところや、分け方がわかりにくいところがある。市民がわかりやすいように工夫するべきではないか。また、慎重な項目立てが必要ではないかとのご意見を踏まえまして、右の欄のとおり、施策の体系を変更する対応としております。

資料1の説明は以上です。

資料1でご説明させていただきました審議会でのご意見を踏まえた対応について反映したものが、資料2「総合計画 基本計画（素案）」の冒頭から11ページまでの総論の部分でございます。

また、今回はそれに加えて、資料2の13ページ以降の各論の部分として、12の分野ごとに今後10年の「めざすべき方向性」「実施方針」等を示した基本施策について、1基本施策ごとに見開き2ページでレイアウトしたものが資料2「総合計画 基本計画（素案）」でございます。

今回の第一部会では、資料2の中の健康管理分野、福祉分野、まちづくり分野、環境分野、上下水道分野、危機管理分野の6分野について審議いただきたいと考えております。

進め方につきましては、限られた時間の中でございますので、1分野ごとに約15分を目安としましてご意見をいただきたいと考えております。時間の許す限りご意見をいただきたいと考えておりますが、時間の都合上、意見を言い切れない等がございましたら、この審議会の後、6月18日まで受け付けさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

案件1「総合計画 基本計画（素案）」についての説明は以上です。

以下の進行につきましては、橋爪会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。資料1及び案件1の進め方についての説明でございました。

審議会でご意見いただいたところに対応したのが資料1でございまして、それを資料2の1ページから11ページまでの総論部分に盛り込んであります。特に、前回ありませんでしたが、資料2の8、9ページの基本構想の上から2段目になりますが、まちづくりの方向性というものを右、左に並べていただいております。

ここまででご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

このまちづくりの方向性等も、文言はこれでいいのかなど、もしご意見あ

れば。いかがでしょう。

副会長： 今見せていただきました8ページ、9ページの基本計画、前回ちょっと議論していたかもしれないので失念したかもしれませんが、13から12に減っているところで、人権・国際化分野というのほどこに統合されたと理解すればいいのでしょうか。

事務局： 資料2の8ページ、9ページのところの下の基本計画の部分にあります⑧地域振興分野に統合させていただいています。

会 長： 国際化も多文化共生という中に含まれまして、あと、平和と人権が尊重される都市の実現ということになっています。

ほか、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

1点だけ。まちづくりの方向性の右の緑のほうの「子どもを真ん中に地域みんながつながる」という表現は、「地域みんな」という部分が「地域のみんな」なのか、「全ての地域」か、双方の意味でとれるかと思います。

事務局： 地域のみennaと理解しております。

会 長： 「地域みんな」という表現が、ここだけ口語風のが気になります。特に変更せよということではないですが。

よろしいでしょうか。

では、資料1及び資料2の11ページまでの総論のところと、あと、時間、タイムキープですね。1分野ごと15分ぐらいでということでご了解いただいたということで、先へ進めさせていただきます。

資料2、基本計画の13ページ以降、各論の部分につきまして、分野ごとにご意見いただければと思います。

今回の第一部会では、健康管理分野、福祉分野、まちづくり分野、環境分

野、上下水道分野、危機管理分野の6分野について審議をお願いしてございます。時間が限られておりますので、ご意見いただければと思います。

まず、31ページをごらんください。健康管理分野から進めたいと思います。

事務局の説明ではなく、すぐ委員の方からご意見、分野ごとにいただければと思いますので、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

委員： 3点ほどちょっと確認したいものがございます。

まず、32ページの健康寿命でございますけれども、この健康寿命というのは結構いろんな定義がございまして、一般的に国民の健康寿命、男性71.何歳というものの方が通っているように思います。ただ、自治体でこの健康寿命を出していらっしゃるの是要介護2以下の方ということで出していると思っておりますので、少し基準が違うということで、一般に通っている新聞報道なんかでされる値とは少し違いますので、そこが混乱しないかなというのが1つの懸念で、どうしろというわけではございませんけれども、ちょっとそこに混乱が生じる可能性がありますよという指摘をさせていただきます。

それともう1つは、これは後の健康保険のほうとも関連するんですけれども、生涯を通じた健康づくりということになりますと、門真・守口保健所管内、非常に生活習慣病の指標の悪い地域でございまして、それで、いろんな検診をお受けいただくということを挙げていただいているんですけれども、地域・職域連携ということが問題になっているんですけれども、いわゆる生活習慣病、メタボの検診ということになりますと全く国保が、保険者が実施するということになっておりまして、協会けんぽに加入していらっしゃる市民の方の検診の受診ということの把握ができていないような状況で、それでいいのかなという問題点が後ほどの健康保険のところと関連してあるのかなと思います。

それで、最後、第3点目ですけれども、33ページのほうに受動喫煙の健康被害について啓発して禁煙支援を推進していきますという、これはそのとおりなんですけれども、ようやく門真市なんかでも路上喫煙の防止に関する条

例が成立して、実施の運びになっているところでございますけれども、これについては、ここでちょっと論点が違うのかもわかりませんが、市長の施政方針なんかを見てみると、ポイ捨ての予防というような環境整備ということが主体になっておりまして、ここで触れられているような受動喫煙によつての健康被害の啓発、禁煙ということとは少し違う目的性が強調されているように思います。

ただ、いわゆる改定の健康増進法あるいは受動喫煙防止条例等で行われているのはやはり室内なので、路上喫煙まではその範囲外なのかもしれませんが、路上喫煙をしっかりと打ち出していくというのは、禁煙を前提にした市の健康に向かう方針として非常に重要なところかと思っておりますので、その路上喫煙の条例のあり方が環境整備ということでもいいのかなというのが医者としての感覚でございます。この点、ご検討いただけたらと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

健康寿命に関しては何か注を打つのか、私は専門じゃないのでわかりませんけど。

ちょっと事務局、今のご指摘全般にあれば。

事務局： 健康寿命につきましては、今のところ担当部署とも話をさせていただきまして、大阪がん循環器病予防センターの指標を今ここでは使わせていただいております。今のいただいた指摘も踏まえて、もう少しここについて相談させてもらいたいと思います。

検診のほうにつきましては、確かにここでは市が実施している主体といたしまして特定健康検査、国民健康保険の対応しかしていないという状況ではあります。それで、それ以外につきましては、部署と相談して、どう入れるのか確認させていただきたいと思います。

最後の路上喫煙につきましては、市のほうでも確かに環境部門がやってお

ります。健康部門のほうでもこの路上喫煙についてどのような考えがあるのかも確認した上で、ここの表現について検討させていただきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

委 員： めざすべき方向性の施策をとりまく社会状況の中で、健康寿命の延伸や健康づくりのためには、食生活、運動、喫煙など個人の生活習慣や環境の改善はもとよりと、大変広い取り組みが必要ということが書かれていて、実施方針のところには、健康寿命の延伸ということで、「正しい知識の普及啓発等に努めます」と書かれているんですけど。これを読んだときに、何をされるのかがあまりイメージできなくて。方針と言うにはあまりにも漠然としたイメージなのかなという感想を持っております。ですから、何をするというのが書きにくいのかもしれませんが、やっぱり方向性としてこういう取り組みをしていきますという行動がわかるようなことをちょっと書いていく必要があるのではないかなと感じました。

以上です。

会 長： 具体の施策の頭出しと申しますか、何か考え方が示されているのかということだと思っております。

事務局： 施策をとりまく社会状況につきましては、世の中の状況も踏まえて書かせてもらっております。その中で、大阪府、国、市の役割のある中で、市ができる範囲内で今実施方針を書かせていただいておりますけども、もう少し今のいただいた意見をもって行動についても検討していきたいと思っております。

会 長： ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、また後で戻ってご意見いただいても構わないと思いますので、まず、一旦ここでこの分野は切らせていただきまして、次の分野に参りたいと思います。

次が、39ページ、福祉分野でございます。

副会長： 地域福祉、40、41ページのところなんですけれども、1つは、民生委員、児童委員とかコミュニティソーシャルワーカーという、インフォーマルな支援と、コミュニティソーシャルワーカーという専門職の部分が列記されておられますけど、そういう地域福祉を推進するためにということで社会福祉法にも規定されています社会福祉協議会が一言も文言として出されていません。地域福祉は、もちろん基本計画に書いておられるように住民相互でつくり上げる、地域の福祉力を向上するということなんですけれども、そういったことをファシリテートといいますか、促進していく主体形成を図っていくための機関として社会福祉協議会というところを少し、記載していただいたんですけど、一言も出ていないというのはちょっともったいないかなと思います。

やはりどうしても直接行政が地域福祉の推進とやっけてしまいますと、いわゆる安上がり福祉という視点で指摘される可能性もあります。そういったところでいうと、今回の社会福祉法の改正でも、6条の2項に国、地方公共団体の努力義務というのが入りましたので、そういう部分も、地域の住民の方々が主体形成を図れるように社協や行政がバックアップしていくというちょっと文言があれば、より地域福祉としてスムーズにいくんじゃないかなと思いました。

以上です。

事務局： 今、社会福祉協議会につきましては、ちょっとみんなが協力できることの関係機関ということでのせさせてもらっております。社会福祉協議会というのをこの施策の中に入れていくのであれば、担当課と社会福祉協議会とも

お話しさせていただきました。

副会長： 無理に入れてくださいではないんですけども、やはり社会福祉法第109条に地域福祉を推進する機関として社会福祉協議会が位置づけられているので、ちょっと協議をしていただければと思います。地域福祉計画のときにも参画いただいたりしています。以上です。

会 長： 今の件、社協は「みんなが協力できること」の中の関係諸機関の中に含まれているということで、具体的に名前は書かないというのが原案ということです。

ほか、いかがでしょうか。

委 員： 3点あります。

1点目、高齢者への支援のところの実施方針の3に終末期の不安の軽減とあるんですけど、これは具体的にはどういうことを言われているのかなというのが非常にわかりにくいなど。どういう不安をどんなふうに軽減されるということをイメージされているのか、ちょっとこれだけではよくわからなかったです。

2点目として、障がい児（者）への支援というところで、実施方針を3つ書いていただいているんですけども、これ、いずれも障がい児に対する支援ということで、求められていることの中には、ともに生きるということで、周りの介助も必要で、触れ合える場とかそういう支え合いの促進ということも書かれているんですけど、この障がいを持たれている方への働きかけと同時に、そういう方と関係する方々への働きかけというのも何か必要なんじゃないかなと思いますので、そういう視点も加えることができればと思っています。

3点目ですが、生活保障と自立支援のところの実施方針の1番目の日常生活の健康管理なんですけども、これは一体どこの部署がどんな形で進められ

るのが、「健康指導や相談を行います」と書かれているんですけど、こういうのって一体門真市の中ではどういう部門がどんなふうに進められているのかなというのがちょっとイメージできませんので、できれば教えていただければと思いました。

以上です。

会 長： いかがでしょうか。

事務局： 終末期の不安のところにつきましては、もう少し具体的に書くかどうかは、担当課と協議させてもらって検討させていただきます。

障がい児のところの施策のところのともに生きるという前振りの中で、障がい児に対する施策しかないということですので、障がい児だけではなくて、周りの方にもご理解を得られるようなことができるのかどうかもちょっと含めて検討させていただきます。

最後の日常生活の健康管理なんですけども、門真市におきましては、生活保護を受けられている方につきましては保護課のほうでさせていただいております。生活困窮者、まだ保護を受ける手前の方につきましては、福祉政策と社会福祉協議会等が連携して、ここの健康指導や相談を受けているという状況になります。

委 員： ありがとうございます。

副会長： 障がい児（者）等への支援のところの、1つは、社会参加の促進ということに余暇活動とか入れていただいて、とてもいいなと思いました。やはりどうしても今、障がい児は支援という発想ですけども、その方自身の社会参画というのとか余暇支援というのが一番おくれているので、ここはすごく大切な部分だなと思いました。

ただ、切れ目のない重層的な支援というのは、我々は、学齢期と、それか

ら学卒後とか、幼少期と学齢期というその切れ目というのが文科省と厚労省の違いというのがわかるんですけど、初めて読まれた方にとったら、この切れ目というのはどういうことなのかなというのがちょっとわからないと思いますので、説明のところに学齢期とか学卒後のとか、そのところをちょっと主語を入れていただくとわかりやすいのかなと思いました。

それから、先ほどお話しされた生活保障と自立支援のところ、日常生活の健康管理でいいんですか。健康指導とかアドバイスのほうがちょっとやわらかいのかなと。生活保護を受けられている方の管理をしないといけないととられちゃうと、ちょっと何か冷たいというか、厳しいような感じがするので、健康指導管理でもいいと思うんですけど、ちょっとそういうワンクッション入れると大分違うのかなと思いました。

以上です。

事務局： 指摘いただいた分につきましては、担当課と協議して考えさせていただきます。

委員： 43ページの認知症高齢者の見守り体制の強化というところなんですけれども、そこに書いてあります早期発見・早期支援の促進ということなんですけれども、これは認知症初期集中支援チーム、オレンジチームというのが今動いていると思うんです。ただ、門真は、実はこれはくすのきの介護保険事業なんです。それで、なかなか門真独自でいろんな知恵を絞ることができずに、くすのきの輪っかをはめられてしまうという現状がありますので、実際運営、私もサポート医としてそれに関係しているんですけども、ちょっとくすのきのほうを横目で見ながらしかできないということがあって、現実問題としては、これ、門真で事業を進めていくというところに若干問題があるのかなとは思っております。

それと、先ほど指摘いただきました終末期の不安の軽減ということ、これはもうほんとうにいろんな要素があって大変な問題だと思います。1つは、

門真のほかのところでもご指摘いただいておりますように、高齢者世帯あるいは独居世帯が多い中で、終末期をどうするのか、介護の生活の保障もどうするのか、もしも何かあったときに、誰がどう通報したり誰が病院へご紹介したりということで、日常的にいろんなトラブルがあるところでございます。

それで、ここで大事なのは、やはり終末期ということを市民の方々にふだんから考えていただくということが大事だろうと思っております、医師会なんかが中心になって独自のエンディングノートというのを作成して配付しているところなんですけれども、そういうものをしっかりと市民に対する1つの啓発活動として市がしていただくという視点が必要なのかなと思いますので、もう少しここ、実施方針ですので、かみ砕いていろんなことを書いていただければなと思っております。

それで、もう1つは、生活保障の部分なんですけれども、ご承知のように生活保護世帯が非常に多い現状がございまして、この実施方針の健康管理ということ、あるいは指導になるのでしょうか。医療機関を受診されている方、非常にたくさんいらっしゃって、我々としてはその診療内容をしっかりとチェックいただいているということが現状で、それに基づいて適正な健康管理をするように努めているところでございますけれども。

ただ、保護の方、全くコスト意識がないんですね。それで、あっちで湿布をもらって、こっちで湿布をもらってということが多々ございまして、そういうことも保護課のほうからご指摘いただくんですけれども、健康管理ということでございますけれども、受診ということに関してはコスト意識を少し持っていただくような指導というのをぜひお願いしたいなと日ごろの診療から感じるところでございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

何かありますか。ご意見いただいたということで対応いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

委員： 42ページと43ページで高齢者の支援で、高齢者が元気に地域で暮らしていけるまちとめざす方向性で挙げているにもかかわらず、求めているところで、既に介護状態になったことを想定したような認知症高齢者の見守り体制を第一に挙げているんですけど、元気に暮らしていけるという意味では、まずは、独居の高齢者の見守り体制づくりと、あと、介護予防の推進がまず第一にあったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。それで、介護状態になった上でも、介護者、認知症高齢者の見守り体制であったり、終末期の不安の軽減というほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。そうすることで、要支援・要介護認定率の割合、現状が6.6%、目標値が6.1と掲げてあるので、介護予防の推進のところで何か所というのじゃなくて、どこどこにあると書いてその特色を書くことで、より高齢者の方が通いやすいつくりをされたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

会長： 事務局、何かありますでしょうか。

事務局： 認知症が多分1番に来ていますので、今の意見をいただいて、この2番のほうをもう少し表現等も、見守りというところも踏まえた上で、入れかえるように検討していきたいと思います。いただいた意見を担当部署と協議させていただきます。

会長： お願いします。

ほか、いかがでしょうか。

数値目標も出ています。目標値についても、もしご意見あればお願いします。ざっくりとわかりやすいのもあれば、中途半端な切りの悪い数のものもあります。担当部署と調整の上、現状から何割乗せるという計算のうえで示

されていると思います。そこにもし、もっと頑張れるといった数字などあれば、ご指摘ください。

委員： 46、47ページの生活保障と自立支援で、この47ページの上のところに四角で1番、2番とあるんですけど、ちょっと生活保護の方のもちろん就職というのは大きな課題ですけど、今は逆に就職された後の定着という問題も一部にはございまして。ここの「就労相談等による早期の自立」の後ろに何らか定着に向けた支援というのも文言として入れていただけるのかどうかという。もちろんハローワークもそういった業務のほうをやっておりますけども、こういう生活保護の方の1番でいう健康で自立した生活の中には一部定着ということもあります。2番の早期の自立の後ろに定着という文言が入れば、もう少し幅が広がるのかなというちょっと感想を持っています。それに合わせて、下の黒ポツのところも少し追加の文言は入るのかなとちょっと印象を持ちましたので、よろしく願いいたします。

事務局： 実施方針のほうには「離職防止まで総合的な支援」と入れさせていただいておりますので、ただ、言われているとおり、求められていることの2番のほうに離職防止についての文言がありませんので、そこはちょっと合わせるように入れていかせていただきます。

委員： そしたら、ご訂正お願いします。

会長： ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、先へ進ませていただきます。

次、49ページからの⑤のまちづくり分野でございます。59ページまでですね。ご意見ございましたらお願いいたします。

会長： じゃ、1点。少し素朴な質問なんですけども、50ページのまちの顔づくり

というの、すごく曖昧というか、どういうことを伝えたいのかというのをちょっとお聞かせいただければと思うんですけども。

事務局： まちの象徴、特徴となるようなところの場所づくりですね。外からの交流があるとか中の交流があるとかですね。あと、全地域全て災害に強くあるべきではあるんですけども、特に人々が交流する場所であるとか、そういうにぎわいのある場所をつくっていくと。象徴的な意味をちょっと考えております。

副会長： もうちょっと具体的なほうがわかりやすいのかなと思ったんですけど。最初にぱっと飛び込んでくる文言がまちの顔づくりということだったので。

会長： 安全・安心のまちづくりで、密集市街地の改善と駅の再開発等と双方がある。まちの顔というのは両面がある。住宅地の改良型と商業系の華やかなにぎわいのあるまちづくりという、タイプの違う2つの施策が同じ項に入っています。まちの顔という概念はほんとうは、それぞれ違うかたちになりますね。駅前のまちの顔をつくるということはイメージしやすいのですが、住宅地の改良によって、まちの顔をつくるという発想はあまりなかったように思う。今回の目標値で特筆するべきものに、密集市街地とかをゼロにするというものがある。10年で頑張って達成しなければいけない。密集市街地を全て改良するという心意気、志というか、担当者の強い想いが感じられます。その密集市街地を変える中でまちの顔をつくりたいという思いで、書かれていると私は読んでいるんですけども。

副会長： 特徴のあるまちづくり。でもないですか。特徴のあるまちの顔づくり。また違いますか。結構です。素朴な疑問だったので。ごめんなさい。

会長： 通常は商業系のほうを、まちの顔づくりとか町のシンボルみたいな話で書

きがちなんですけど、この密集のほうも顔づくりであるという思いが、多分、先生に伝わってない。ちょっと書き方が工夫が要るのかもわからないですけど。通常は、安全・安心と、賑わいづくりは別項目に分けて書きがちですが、ひとつにしている点が門真の特色だと思うんですね。

ほか、いかがでしょうか。

委員： この5つにわたった施策とその中身を読ませていただいて、これができたらすごくいいまちになるなと思ったんです。ただ、第6次総合計画でまだ書かれるということは、これまでの5回にわたる総合計画審議会の中ではこういう案は出てこなかったのか、出てきていたとしても、何かやっぱり実施について難しいところがあって、ここまでなかなかできてなかったのか。そうだとすると、もしこれまでなかなかできてなかったとすると、今回はどういった工夫で進めようとされているのか、そういうところがもし何かあれば教えていただければと。

事務局： 密集市街地整備事業につきましては、ずっと過去から取り組んでおりまして、なかなか一朝一夕にいかないところもありまして、引き続き続けております。

52ページの空き家とか住宅の耐震化につきましては、ここ近年やはり大きくクローズアップされてきたところがありまして、それで、この第6次でも、実際にはもう既に取り組みは始まっているんですけども、第6次についても引き続き耐震化等について進めていくということにしております。

あと、公園につきましては、以前からずっと課題となっておりまして、やっぱり市民1人当たりの公園面積がなかなか足りない状況で、施設自体も老朽化してきているというところのいろんな問題が出ております。それにつきましては、国の施策等も利用して、何とか公園施設の長寿命化等をまずはしていくと。あと、ちょっと1人当たりの公園面積を増やすというのはなかなか難しい状況でありますので、緑を感じられるような状況をつくっていくと

いうことも今検討はしております。

公共交通の充実につきましては、大阪モノレールのほうがまず南のほうに延伸することになっております。今、コミュニティバスにつきましても、地域内を走らせておりまして、それについて引き続き検討していくということになっております。モノレールはちょっと計画があつて、我々だけではどうこうではないんですけども、南につながっていくと。その中で市内交通が使いやすいようにという整備を、駅の整備等ですね。今までもやってきたんですけど、引き続きやっていくということを書かせてもらっております。

道路関係につきましても、以前からずっと道路整備、なかなかやっぱり狭い道路とか危ない道路がずっとありますので、順次ずっと買収等含めて道路の拡幅等をやってきております。これについても、まだまだ狭い道路や危ない道路がありますので、引き続きやっていくということを書かせてもらっております。

委員： 継続課題がたくさんあるということで。

会長： ほか、いかがでしょうか。

委員： 今の話とちょっと重複、思い切りしてくると思うんですけど、以前門真のほうでは交通バリアフリーの基本構想も立てて、かなり年月がたっているんですけど。駅に関しては整備がほぼ完全に終わっている状態で、あと、道路に、これはちょっと道路のほうに関してなんですけど、実際どこまで進捗しているのかというのが全くちょっと出てきていないなみたいな感じはするんですけど、そここのところはどうなっているのかなというのと。

あと、古川橋駅の南側のバスのロータリーとかも、あと、タクシー乗り場等も改修はされているんですけど、ただ、残念ながらせつかくきれいになっているのにノンステップバスがきっちりプラットホームにつけない状態で整備されてしまっているという、ちょっと残念な点がありまして。その基本構

想に関してはPDCA等のほうは過去にやったのかということ、やったとしてどこまで、そのやったことに関してどう報告されているのかということのをちょっと。ほんとうはこの前段階のほうで言うべきだったのかなと思うんですけど、ちょっとそれをすっかり失念していて、今回ちょっと意見として聞きたいなと思ひまして。多分、これ、すぐ出てくることではないと思うので、次回、事務局のほうからちょっと報告いただけるとありがたいなと思ひております。

事務局： ご指摘いただいたとおり、すぐに出てきませんので、ちょっと担当部局に確認させてもらって、次回報告させてもらうか、もしくは、わかり次第、先に何らかの連絡をさせてもらうようにいたします。

委員： 今のご発言とも重複するんですけど、私、前回の会で門真の地形がフラットな状況を利用してバリアフリー、いろんなところに車椅子あるいは自転車で行けるような、そういう道路整備、歩道整備という必要性を発言させていただいたんですけども、本市の状況で確かに歩道整備の必要性は言われているんですけども、実施方針としてその歩道という文言がちょっと見当たらないように思うんです。

それで、確かに道路の拡幅等はその前提になるのかもわかりませんが、なぜか門真の歩道というのは非常に自動車の出入りに優しくつくられておりまして、自動車が出やすい、入りやすいような角切りがしてあるんですね。あれを自転車あるいは車椅子で動くと困難になるんですよ。だから、そういう歩道の整備というのももう少し喫緊の問題として捉えていただけたらなど以前から感じておりますので、それをどこかに盛り込んでいただけたらというのが1つでございます。

それともう1つ、53ページ、市営住宅の管理と改善整備なんですけれども、最後に「ストックの活用及び適正な管理等を行います」ということなんですけれども、市営住宅、府営住宅からいろいろ移管されるということなんです

が、この市営住宅にこれからの時代、高齢者のサービス付きの市営住宅を考
えるということは今発想としてはないかというところなんです。これからの
高齢化社会、あるいは、先ほども出ました高齢者の独居あるいは高齢者世帯
のことを考えると、それともう1つ、介護の手の不足というのが非常に深刻
な問題でございまして、それをこういう市営住宅の活用方法というところで
取り入れていただければなと常々思っておるところでございまして。ここで要
求してどうこうなる問題でもないかもわかりませんが、一応考え方と
してどこかで触れていただけたらなとも思いますので、発言させていただきました。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局： 歩行空間につきましては、実施方針の1点目に「快適に通行できるような
道路空間を」と書かせてはいただいているんですけども、今言っていた
趣旨のところは伝わらないということを感じますので、そこについては
表現も踏まえて考えさせていただきたいと思っております。

ストックの活用、市営住宅をいわゆるサ高住ですか、サービス付き住宅に
つきましては、今のところ考えは持ってないので、今いただいた意見につ
いては担当課のほうにお伝えするようにいたします。

会 長： 民間のサ高住じゃなくて市営住宅のサ高住的な展開としたらというのは。

委 員： というのは、民間のサ高住というのは質がよろしくないところがあるとい
うところがございまして、サ高住の設置・運営を公的なところで率先してや
っていただけたらという思いが強くなります。

会 長： 先ほど歩道の話は、私も思っていました。「安全で快適な」という項目に

誰にとってという主語がありません。自転車にとってという説明はところどころにあります、歩行者という言葉が一切出てこない。車のために安全で快適みたいにも読めないことはない、ちょっと、歩きやすさというか、歩行者優先の道路整備ということに触れていただいても良いかと思しますので、ちょっと文言を整理していただけたらと思います。

委員： ちょっと愚痴になりますが、やはり歩道がちゃんと整備されてないという。どうしても車道へ行く比率のほうが非常に高いなど、そういう感じで生活している部分が、ほんとうにちょっとそこを何とかならないのかなという気があります。やはり歩行者の目線としてもドライバーの目線としても、正直ちょっとほんとうに危険な道があまりにも多い。行政の方も多分そこは頭を悩ませているところだと思うんですけど、ちょっと頑張っているいろいろと協議して改善していただけるとありがたいなと思っています。

会長： ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

委員： 空家等の対策の推進の中で、門真市は空家等対策計画というのがあるんですけど、私もその中身が全くわからないような状況なんです、実際この中では、やはり門真市としてにぎわうまち、または定住させるまちという中で、以前もお話しさせていただいたんですけど、やはりここでいう密集市街地、これは空き家等々になってきた場合、住宅ありきで今ここで書かれておるんですけど、他市ではこの空き家を活用してのリノベーションをされてにぎわいを取り戻しているという市もあると思うんですが、そのバランスについてちょっと門真市さんはどう考えているのかお教えいただきたいと思ひまして。

会長： 事務局、お願いします。空家等対策計画の中の何か考え方とか、どんな施策があるのかちょっと個別に何かあればいいと思いますが。ちょっと時間が

かかるようなら、また次回。

事務局： ちょっと時間をいただいて、申しわけないです。

会 長： 空家等対策計画の状況やリノベーションに対する支援など、どのような施策をされるのかという点も説明あればと思います。次回、お願いします。

ほか、いかがでしょうか。

ちょっと時間も来ておりますので、次へ進めさせていただければと思います。

次は、61ページからの環境分野でございます。ご意見あればお願いいたします。

62ページのとこの公害が少ない環境と良いまちだと思ふ市民の割合の目標値が10年かけて1.4しか改善しないような。ちょっともう少し何とかなると思ふ。個人的意見ですが、いかがでしょう。

事務局： 指標については担当課と協議します。確かに1.4は小さいです。幅が小さいのですので、10年間の幅としては。

委 員： 先ほどの問題なので重複するんですけども、ここで環境問題として取り上げていただいているのと、あるいは、それ以上に健康管理あるいは疾病予防というところで喫煙という問題を取り上げていただけたらなと思っております。よろしく申し上げます。

委 員： こちらの表現というか、書かれていることに意見があるわけではないんですけども、以前1つ見せていただいたときに、ドイツのシュトゥットガルトというところで、IT化の技術を使ってということでごみ箱にセンサーをつけられて、それぞれのごみ箱が、今まちの公衆のごみ箱がどのぐらい埋まっているかをセンシングされて、その回収の効率化とタイムリーな回収という

のに取り組まれていたような事例もあります。そういう意味では、今後そういう行政のところで効率化のためのIT化というのは取り入れられているんですけども、こういう環境面の施策の中でもIoTというその技術を使っているいろいろなこともあるのではないかと思うので、今後また検討いただければと思います。

会長： バルセロナなど、スマートシティの先進地でも、スマートごみ箱などの工夫があります。

委員： 67ページ、ちょっと全体的に書かれているのかもしれないんですけど、67ページの四角の1番ですかね。その下の網かけのところに一応ごみ、し尿等の資料ということで、公共下水道の普及率、これが上がって行って、し尿等の処理量は減少しているということで、下水が増えればという形にはなっているんですけど、実施方針のごみ・し尿等の適正な処理のところはあくまでごみのことしか書いてなくて、今この下水の普及率がこの数字ではずっと上がっているんで、そこの下水道の普及率を上げるという文言も入っていれば、上のとこの実施方針のところリンクしていくのかなと。そこにはちょっと設備投資なんかもひっついてはくるとは思うんですけど、数字上上がって行っていきますし、そこを目指していかれると、下水の整備の中にも表出しができるのかなと感じたところです。

会長： ありがとうございます。下水道は、次の項目で独立して記載されている。逆に言うと、ここで重複しているのを整理するかどうかを検討ください。ごみとし尿のところに下水の普及率も書いてあります。後で個別詳しく出てきます。また整理いただければと思います。

事務局： わかりました。

会 長： ほか、いかがでしょうか。

委 員： 64ページで、「飼い主のいない猫を地域住民で適切に管理する地域猫活動の推進」とあるんですけど、これは何を意味しているのか教えていただきたいです。

会 長： 事務局、お願いします。

事務局： 今、飼い主のいない猫が結構増えている中で、餌をあげたりとかしていたりとか、野良になったり、そういう関係で実際増えていっております。取り組みとしては、野良猫同士が繁殖して結構野良猫が増えていくという現状を鑑みて、地域の方々が去勢手術をして、猫がどんどんと増えないように今実際施策としてはやっております。門真市だけではなく、ほかでもそういう取り組みの中で地域の猫が増え過ぎないようにやっているというのでこういう表現になっているということになっております。

委 員： 市として何の手を差し伸べていらっしゃるんですか。先ほど地域の方が去勢の手術に関して対応されていると表現されているんですけど、市は？

事務局： 去勢手術するのに補助金を出しているという形をとらせてもらっております。

委 員： この環境保全対策、ごみの減量化というところと関係すると思うんですけども、最近やはりプラスチックごみの低減を図るというのが非常に大きな問題になっていると思うんですけども、それについての言及がないんですけども、そのあたりはどうお考えなのかと。

事務局： つい先日、プラスチックごみの宣言を守口と門真と商工会議所でやったと

ころでありまして、今ご指摘いただいた分も踏まえて、表現をここについては考えさせてもらいたいと思います。

会 長： 具体的にはどういうことをされますか。

事務局： 使い捨てプラスチックごみを使用しないという宣言をさせてもらっております。

会 長： 使用しないということですね。

事務局： はい。使用の抑制と、ごみのポイ捨てにつながらないようにということでやらせてもらっております。実際、市内でもそれに向かって取り組みを考えていかないとということにさせてもらおうと。

委 員： レジ袋とかの使用を抑制するという方向性はないんですか。

会 長： レジ袋に関しては、国のほうで検討されている。全国でという話となると思うんですけど。

委 員： 国の問題ですか。

事務局： 具体的な市の取り組みもあったんですけど、すいません、今うろ覚えになっておりますので、またご説明させていただきます。

会 長： ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次の上下水道分野、69ページから73ページまででございます。お願いいたします。

委員： ここでは耐震化率の推移で25年度から30年度と書かれておるんですが、これは水道管の耐震化比率という意味でよろしいですね、門真市内を通過している。

事務局： はい、水道管の耐震化率です。

委員： 勉強のためにお聞きしたいんですけど、門真市内の水道管の距離ってどのくらいあるんですか、総距離でいくと。

事務局： 総距離、ちょっと確認させてもらってもよろしいですか。

委員： その総距離の中の17%が今耐震化されているということですね。多分2番目の水道施設の更新・耐震化の中で、2029年度までにはポンプ施設の更新・耐震化事業を進め、順次、水道施設の更新・耐震化を図っていくということも歌われておるんですけど、やはり一番重要なのは、この1番に書かれている避難所や病院等の水道が断たれてしまうというのが一番やはり、当然消防にしても消火活動ができないというところがあるので。去年の北部地震で高槻市のほうが全て水道管、もともと飛んだので、全てだめになったと。今でもやはり水道管の老朽によってあちらこちらで陥没している事故が発生しているという中で、大体1キロ1億くらいですか、管整備で。

事務局： 申しわけございません。金額まで今把握しておりませんで、申しわけないです。

委員： すいません。その中で実際17%で、21%見込みでされているんですけど、これは早急に今後、南トラ等を含める中で、やはり重点的に進めていく事業じゃないかなという気はするんですけど。果たして17%から21%で、これでいいのかなという、指数がね、ちょっと感じられた。ただ、やはりこれ、ハ

一ド面で財政がかかわってくると思うので、なかなか難しくはあると思うんです。そこは理解しておるんですけど。

会 長： 財源がどれだけあるかという話もある。毎年1%ずつという目標で原案は書かれている。そういう計画を担当部署はされているということですが。ほか、いかがでしょうか。

委 員： 今の話とも関連するんですけども、東日本大震災なんかのときに、透析患者が非常に難渋したということを経験しております。耐震化率の向上というのは非常に重要なんですけども、そういう病院あるいは透析施設等も考慮いただいた改善というのをぜひお願いしたいところなので、それをここに盛り込んでくれというわけではございませんけれども、一応立場上発言させていただきます。よろしくお願いします。

会 長： ほか、いかがでしょうか。

委 員： 今の話の中の関連の中で、全国的に特に今透析される病院とか、当然それなりの病院にあっては手術をするときは水も要するという中で、地下水を掘られて水を確保するという対策が進められておるんですけど、実際問題、門真市で二次病院は何軒かあるんですけど、その辺の対策をされている病院ってやっぱりあるんですかね。地下水を。

委 員： 今のところ、お聞きしたところはないです。

委 員： ないですか。

委 員： 今だったら中でも透析の方とかであれば、DMTAで外に出して、安全な場所で透析を受けていただくという流れが主体になると思います。

委員： 全く別の話になるんですけど、門真市の中で空洞化ってどんなものですか？

事務局： 地盤の？

委員： 地盤の。あるんですかね。

事務局： 道路については調査した実績はあるんですけども、部分的に空洞化している部分もあったようには聞いてはいますけども、それほど大きな、空洞化して陥没した実績というか、そういった事故もありましたけども、調査の中では特に至急対応しないといけないような結果が出たとは耳には入ってきてはないんですが。

委員： 72、73に出てきているストックマネジメントによる管理というのが、ちょっと僕は存じ上げないし、逆にこれが市民の方に配られたときに、意味合い的にどういう意味合いのものなのかというのをちょっと教えていただければありがたいんですけど。

事務局： ハードと言ったらまたあれですね。実際に設備とかの維持とか補修とかしながらマネジメントしていくということを簡単に今ストックマネジメントという言葉の意味なんですけども、ちょっとわかりにくいようなところがあるのであれば、注意書きとか説明を考えます。

委員： そうですね。僕はちょっと存じ上げなかったので質問したんですけど、多分、市民の方もこれを読まれたときにわからない方もおられるような気がしますので、ご一考ください。

会長： 軒数、人口が増えているときは順次増やしていくということだったんです

が、高度経済成長から数十年たって老朽化が激しい。長期的にどこを優先的にメンテナンスしていくかということも含めて、マネジメント計画が必要ということです。維持管理ではなくて、全体マネジメントするということになるかと。

委員： 少し余裕を持つという。

会長： 10年、20年、30年と中長期の計画を考える際に、こういう言葉を使うんですが。門真市公共下水道ストックマネジメント計画というのがあるということですよね、既にある計画を総計に、どう書くのかというあたりを検討ください。何か計画が別途あるようなときは、括弧をつけて計画名を明記するなど配慮が必要かと。

委員： その計画の名前ということ。

会長： 別途そういう計画があるのなら、何かそこを参照できるようになればと思うんですが。

事務局： まだ書き方が統一できてないところもありますので、統一してわかるようにしていきます。

会長： 門真市公共下水道ストックマネジメント計画というのは計画の固有名詞ですよね。別途計画を策定されているということが読めるようにしていただければと思います。

ほか。

では、ちょっと先に進ませていただきまして、本日は、次が103ページからということで、危機管理分野をごらんいただきまして。ここは109ページまでなんですけど。ご意見あればお願いいたします。

委員： 1番目の危機管理と災害時対策の指標なんですけど、災害対策本部設置時の災害時の対応を整えている部署の割合というのが、これ、目標値100%になるようにしてある。これ、10年計画で示す指標ではなくて、できるだけ早くやっていただくことではないかと思いますので、ちょっとこの指標をここに持ってくるのはどうかなと思っています。

以上です。

会長： なるほど。確かに。

事務局： 指標については検討させていただきます。

会長： 10年後の目標でなく、できるだけ速やかにということが伝わるような書き方をお願いします。

委員： 若干文言を変えていただきたいという要望なんですけど、まず、108ページで、将来の見通しの「火災件数の減少に向け」となっておりますが、実は火災件数についてはほぼもう減少傾向になっていきますので、できましたら、「より一層の」ということを入れていただければ、減少に向けてということと。

次に、「救急医療の適正利用の啓発」云々から「機能分化により、必要な人が必要な時に」の「必要な人」の上に「ほんとうに」必要なということ、これは要望ですけど、入れていただければありがたいということと。

107ページで、ここで求められていることで、実施方針のところ、3項目が書かれておるんですけど、これ、もう1項目増やしていただければなと思うのが、やはり減災対策もしくは縮災対策、これのところを入れていただければありがたいかなと、この取り組みについて明記していただければ。

会 長： ありがとうございます。

委 員： あと、すいません、109ページで、まず、四角で囲まれた1の中で、多発化、大規模化、「消防力の充実が必要です」と。ここ、106ページでは「充実強化」としているので、「強化」を追記していただきたいということと。

その横の2番目の四角で、ここも「ほんとうに」ということをまたお願いしたいと。

それと、109ページの年次別火災発生件数、これ、門真市だけが書かれて、救急出動件数及び搬送人員の推移、これが守口市と門真市の合計になっているんですけど、門真市だけの統計があるので、できたら門真市だけに統一していただきたいというのと、出動件数と搬送人員は違いますので、ですから、できたら火災出動件数という形にされて、搬送人員が必要であれば、搬送人員の統計は出していただきますので。

次が、実施方針、ここの1番の中で、「多発化、大規模化」の3行目で、「火災や救助事案が同時多発的に」となっておりますが、「火災や救急救助」と「救急」を入れていただいたら。それと、その文言に続きまして、発生することが予想されることから、「地域の防災リーダーを担う」消防団という文言を入れていただきたい。

2番のところで、3行目で、消防団が災害時安全に対応できるよう安全装備品の充実や救助及び消火「並びに応急手当」に関する技術向上。

また、3番目の救急医療体制の充実、「ほんとうに」をまた追加お願いします。

すいません、文言の整理ばかりで。

みんなが協力できることというところで、「普通救命講習」、これは上級救命講習、また、イントラがありますので、「各種救命講習」という形でとっていただいて、各種救命講習を受講する中でバイスタンダーの重要性の認識を深めてもらうような文言に書き直しをしていただきたい。

もう1点が、上から3番目、自治会としては、AED講習や消火器の取扱

い訓練を取り入れるなど、「火災予防意識」になっていますので、「火災予防及び一次救命処置」の意識啓発に努めるという文言に書き直していただきたい。

1つ私にわからなかったのが、「事業所としては、職場における事故防止の徹底に努めるとともに、火災避難訓練や通報訓練に多くの従業員が参加しやすい環境をつくります」という文言が書かれておるんですが、これは事業所が地域に出ていくという意味でされているんですか。

事務局： ここ、事業所自体がということ。

委員： 事業所内の事故防止、それと、プラスアルファ地域の事業と一体となって取り組みましょうという意味の中で、事業者の従業員の方も、こういった火災避難訓練や通報訓練に従業員が参加しやすい環境をつくるという意味で書いているんですか。

事務局： 事業所として事故防止の徹底、職場の事故防止徹底と、事業所の職員がいろんな機会に参加する。

委員： 地域に参加ですね。

事務局： そう考えています。

委員： だったら、「事故防止に努めるとともに、地域が実施する各種避難訓練や消火訓練に多くの従業員が参加する」という表現のほうが適正かなと思います。

すいません、文言はそれで。あれやこれや言いましたけど。

会長： 事務局で精査いただいて。

では、ほか。

委員： 2点ございます。

1点目ですけれども、108ページ、本市の状況というところですが、
「本市は、保健福祉センターにおいて夜間・休日診療を実施し、北河内7市
で共同運営している北河内夜間救急センターにおいて、年間を通じて小児救
急の夜間体制を補完して」おるということになっているんですけども、事実
は門真市民で枚方の夜間救急を利用されている方というのは非常に少ないで
す。だから、これで補完しているんじゃないかと、現実問題としては、二次圏
域を超えますけれども、中野こども病院に依存しているところが非常に大き
いので、そこをやはり認識していただきたいと思います。これだけで、二次
圏域だけで補完できているわけではないという認識を、難しい問題であるし、
これ、北河内の夜間救急の移転のときから問題視していて、補助の体制等を
いつも言うんですけど、まだ十分なことはなされていないので、少なくとも
その事実だけは市として認識していただきたいと思っております。それが1
点です。

もう1点目ですけれども、104ページです。危機管理と災害時の対策につ
いてですけれども、医師会もそうなんですけれども、市ですけれども、実際門
真が自然災害、大規模地震等に襲われたときに職員をどれだけ確保できるか
という問題が大きくやっぱりその計画の作成に立ち上がる問題としてある
んですね。それで、そういうことに対していわゆる今まで阿蘇の地震のとき
とか、あるいは岡山の水害の時に、災害保健医療復興連絡会議というのが保
健所を中心に立ち上がって、それが急性期の現場の保健福祉の体制をつくる
ブレーンになっている、中枢的な役割をしているということで、これはもう
松本先生にお伺いしたほうがいいかもわからないんですけども、そういう構
想があって、それに市もある意味協力していくという視点が必要なのかなと
思うので、そういう考え方も、今度保健所のほうで研修会も予定されていま
すので、そういうことも踏まえて、そういうところへの関与というのもちょ

っと触れていただけたらなというのがもう1点目でございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

委 員： 今、言われていた108ページの北河内夜間救急センターの件なんですけど、私も今思い出したんですけど、10年ぐらい前に息子がゼロ歳のときに夜間にお熱を出したんですけど、門真市の母子手帳とかにもこの北河内の救急センターが書かれていたので、そちらに電話したら、小児科医がいないので、あなたは門真なので、中野こども病院のほうが近いでしょみたいな感じで言われたのを思い出して。何て冷たいなというのを今思い出しました。

以上です。

委 員： あのときの状況は、以前、寝屋川に夜間救急があったんですね。それで、しかし、現実的に小児の夜間救急、二次医療圏の北河内の北部で担当されていたのが枚方市民病院なんです。それで、枚方市民病院は二次医療機関であるにもかかわらず、一次救急の小児の方が押し寄せて、もう先生方も疲弊し切って二次救急ができないような状況になって、それを何とか救済しないといけないということもあって。それともう1つは、当初、関西医大の香里病院に併設するという考え方もあったんですけども、それがどうもうまくいなくて、それで、枚方の市民病院に併設するような形で向こうへ行って、それで、そのために非常に枚方市民病院の小児の二次救急は安定した運営ができるようになってよかったんですけども、片や、やはり門真市民、守口市民、それで、北河内でいうと、大東市あたりの小児救急の担い手というのはほとんど中野こども病院であって、一部は寝屋川や東大阪のほうの病院にもお世話になっているんですけども、そういうところに依存しているという状況で、その経緯と現実を認識していただきたいということでございます。

会 長： ほか、いかがでしょうか。

1点だけなんですけど指摘しておきたいことがあります。最近よくレジリエンスという言葉が使われます。国土強靱化の文脈で使われがちなのですが、もともとの概念は復元力とか回復力の意味です。災害は当然起こるんですが、その後の回復力が大事だということです。ハードだけじゃなくてソフトに関してもふだんからコミュニティがきちりあることが必要。災害があつて心を傷めた人たちのケアも、地域で担うことが大事だという発想もあります。例えば京都市とかはレジリエンスシティという上位概念で施策を展開されている。防災や危機管理で行政は計画立案をしますが、災害が起こった後の対応も検討しておきたい。私の意見ということですが、国の施策等とも連動するところだと思います。

副会長： 福祉でいうと、近助というのかね。近くで助けるという、すごくベタなあれですけども、共助、自助、共助というところに近くで助けるという発想もありなのかなというのはちょっと思いました。

それからあと、107ページに災害ボランティアのそこについては社会福祉協議会と明記されているんですね。地域福祉の推進の一環として災害ボランティアというところがあるということで、やはりここにこう明言されているのだったら、地域福祉のそこにも入れられたらいいのかなというのと、社会福祉協議会「としては」という主語なんですけど、この計画のところでは、社会福祉協議会「が」とか「は」というほうが、何か行政の一部署のような形で捉えられてしまうと、社協の持っている民間性みたいなのがちょっと弱くなるのかなというのはちょっと危惧するところなんですけども。

会 長： 確かにそうですね。

委 員： 今のお話を受けて、ちょうど私、要配慮者への近助、今おっしゃってくだ

さった近助というのは、ほんとうのときには一番役に立つんだらうと思うので、そういう地域力というところを少しここでうたわれるとどうかなと思いました。

委員： 私、冒頭から9ページのところで「便利で快適な職住近接」、この職住近接にちょっと頭からひっかかかっていて、ちょっと言葉の意味が納得できないというか、クエスチョンだったんですけど、今の近助というお言葉を聞いたときに、ここに入れるといいのではないかなと思ったんですけど。右ページには地域共生、ともに生きると書いているので、ここに左の職住近助という言葉のほうが当てはまるような感じがしました。

副会長： 近接じゃなくて？

委員： はい。

以上です。

会長： ご意見、ご指摘ということなので、検討いただくようお願いいたします。ということで、大体ざっと本日の想定しております分野、ご意見いただきましたが、全般を通して何かあればお願いいたします。

委員： 少し私が探し切れなかったのかもしれないんですけども、高齢者の安全・安心の中に高齢者虐待といいますか、今いろんな方が入ってこられて、実際保健所でも困った悩みがありますので、そういったところをサーチしていただけたらとか、福祉パトロール、何かすることができるようなところが入っていたかどうかというのを少しご検討願えたらと思います。

会長： 児童虐待のほうは書かれているんですけども。

委員： 先ほどの危機管理分野の中で、ここで書かれている内容の中で若干入れていただきたいというのが、釜石の奇跡ということは皆さんご存じと思うんですけど、そこで幼児教育からやっぱり今防災は教育していかなくちゃいけないという中で、教育委員会を通じてやはり小学校、中学校という中のその教育分野に取り込んでいくと、防災を。ということをお願いしたいなと思います。

会長： 今ご指摘の教育施策のところとなると、いかがなんでしょう。

事務局： 教育委員会と担当部署と調整はしていきます。

会長： 教育は別の部会が出てきます。特徴的な教育があれば、関連する分野で再掲のかたちなどでも書いていただいてもいいと思いますので。

委員： 今、教育委員会さんの話が出ていて、防災もなんですけど、母子保健に関するところもやはり教育という中のどこかに少しずつ入れていかないと、現在なかなかある程度大きくなってしまってから入らない部分がありますので、その地域の特性としてはそういうところからやっているよというのはあってもいいのかなとちょっと思っているんで、またご検討いただけたらと思います。

会長： 今日、ちょっと飛ばしていますが、2番に教育分野はもう既に原案はあるので、ちょっと時間もありますので、ちょっと教育分野も見ていただいて、現時点で何かご指摘あれば。

副会長： 次回かな。学校教育のところかというと、こちらに中教審の昭和30年のところが出ていますけども、いわゆる中央教育審議会第186号が「新しい教育と地方創生」という言葉が学校教育の中に取り入れられたというところで、今

ご指摘いただいた防災教育とか地域と学校の協働というところもこの中に少し触れられるといいのかなと思いました。

委員： 全体に関してなんですけども、8ページ、9ページのこの全体マップを見たときに、下の基本計画、それぞれ①から⑫までの中身については非常にピラミッド式に整理されて、すっきりよくわかるんですが、基本目標の1から4までとの関係がいま一つ、あっちこっちにかかったり、こっちにかかったり、これはどっちかなと悩んだりもします。

ここに書いていただいた施策41個を例えばこの1から4までに割り当てたときに、要はその比率、リソースのかけ方がどういう割合になっているとか、もうちょっとここを強化したほうがいいとか、もしくは、これとこれをくくったときにこの部署とこの部署がもっと連携したら違うやり方があるんじゃないかとか、ここでやる施策のリソースをかけているのがもうちょっと見直しがきくんじゃないかなと思うので、これに載せるかどうかは別にして、1から4の枠組でその整理したときにどういう見え方をするのかというのは一度チェックしたほうがいいかと思っています。

会長： ありがとうございます。

委員： 先ほどの高齢者虐待の話と関連するんですけども、先日も私、社協のほうの理事会に出ておりました、その事業計画の中にもあったんですけども、いわゆる8050問題ですね。それがいろんなところにその窓口はあるんですけども、市民に見える形で提供されているかという、それが甚だちょっと心もとないところがあるということが挙がっておりまして、これから高齢者虐待、あるいはその背景としての8050問題というのがやほりますますこの門真なんかの地域では問題化するのではないかと思っておりますので、その受け皿の整備というのをどこかに挙げていただければありがたいというのが私の気持ちでございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。10年計画ですので、今はちょうど萌芽的に話題になっているようなことが今後さらに深い問題になるという部分があれば、ぜひとも何らかの記載があればということですが。

よろしいでしょうか。

教育に関しましては次の別の部会のほうで議論をいたしますのでということで、そちらでご意見がまたあればと思っております。

また、本日ご意見、まだあるかと思しますので、冒頭事務局から説明がございましたように、6月18日まで受け付けるとのことですので、ご意見ありましたら事務局にご連絡いただければと思います。

本日、案件は以上でございます。最後に、事務局から何か連絡事項があればお願いします。

事務局： 今後の審議会のスケジュールと検討テーマについてでございます。

参考資料2及び参考資料4にも記載させていただいておりますが、第5回審議会第二部会を6月21日の午後6時から開催を予定しており、案件としては、本日と同じく基本計画（素案）を予定しております。

また、第6回審議会については、8月28日午後1時から開催を予定しております。また、案件としましては、基本計画（案）、基本構想（案）の修正の確認、パブリックコメント説明を予定しております。

また日が近づきましたら改めて事務局からお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長： ありがとうございました。現行、今は（素案）ですけど、「素」が取れて（案）になったものを、次回の審議会に諮らせていただくということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、本日の審議会、部会でございますが、以上で終了いたします。長時間ありがとうございました。